

令和8年度多面的機能支払交付金伴走支援業務委託その2  
公募型企画提案募集要領

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るためには、農地の適切な保全管理を維持することが必要である。このため、本業務において、農村が地域外の企業、学校等の多様な団体と関わりを持つことで農地の保全に資する共同活動の更なる促進につなげる。

また、農村と企業等との交流により関係人口を創出し、人口減少・高齢化の進む農村地域の活性化に寄与することを目的とする。

## 1 業務の概要

- |           |                                                                                                                           |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 業務名   | 令和8年度多面的機能支払交付金伴走支援業務委託その2                                                                                                |
| (2) 業務の内容 | 別添「令和8年度多面的機能支払交付金伴走支援業務委託その2」仕様書のとおり                                                                                     |
| (3) 契約期間  | 契約の日から令和9年3月15日（月）まで                                                                                                      |
| (4) 契約限度額 | 3,500千円（消費税及び地方消費税を含む。）                                                                                                   |
| (5) 発注者   | 静岡県多面的機能支払推進地域協議会 会長 内田幸男                                                                                                 |
| (6) 事務局   | 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号<br>静岡県経済産業部農地局農地保全課<br>電話 054-221-2714 FAX 054-221-2809<br>Eメール nouchihozen@pref.shizuoka.lg.jp |

## 2 参加資格

この企画提案に参加することができるのは、次の(1)～(5)のすべてを満たす事業者とする。

- (1) 静岡県内に本社又は営業所等の業務拠点を持する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 企画提案書の提出の日から契約の日までの期間に、静岡県における物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以

- 下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者
- ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

### 3 企画提案書及び応募申込等

#### (1) スケジュール

内容	日程
募集要領の公告 参考資料の縦覧	令和8年4月28日(火)から 令和8年5月15日(金)まで
質問受付期間	令和8年4月28日(火)から 令和8年5月13日(水)まで
質問に対する回答	令和8年5月14日(木)まで
参加表明書の提出期限	令和8年5月15日(金)
企画提案書等提出期限	令和8年5月19日(火)
委託業者選定委員会	令和8年5月22日(金)
選定結果の通知	令和8年5月25日(月)

#### (2) 質問

本要領等に関して質問がある場合は、「質問書」(様式①)を、Eメールにより提出する。

ア 受付期間：令和8年4月28日(火)から令和8年5月14日(木)17時まで

イ 送付先：Eメール nouchihozen@pref.shizuoka.lg.jp

ウ 回答方法：令和8年5月15日(金)17時までに、参加者全員にEメールにて送付する。

#### (3) 参加表明書

プロポーザルへの参加を希望する場合は、「参加表明書」(様式②)を、Eメールにより提出する。

ア 受付期間：令和8年4月28日(火)から令和8年5月15日(金)17時まで

イ 送付先：3(2)と同じ。

- ウ 留意事項：参加表明書を送付後、その旨を電話で連絡すること。
- エ 辞 退 届：参加表明書の提出後、辞退を希望する者は、所定の様式（様式③）を「3（4）の企画提案書」の提出期限までに提出すること。

(4) 企画提案書の作成

企画提案書として以下の書類を作成すること。

	提出物	様式など
1	企画提案書	様式④
2	会社概要	任意様式
3	見積書	参考様式1
4	誓約書	様式⑤

(5) 企画提案書の提出

- ア 提出期限：令和8年5月19日(火)17時まで
- ウ 提 出 先：3(2)と同じ。
- ウ 提出方法：Eメール
- エ 到 着 確 認：受付期間中に企画提案書が到着した場合、受理した旨をEメールにて通知する。

※企画提案書は、1者1提案とする。

※受付期間中にすべての書類を提出すること。

※企画提案書提出後の修正は認めない。

(6) 企画提案に要する費用

企画提案に要するすべての費用は、参加者の負担とする。

4 選定及び選定結果

(1) 選定方法

提出された企画提案書とプレゼンテーションに基づき、静岡県経済産業部農地局選定委員会の審査により、随意契約の相手方となる候補者を選定する。

(2) 審査方法

プレゼンテーションによるヒアリングを実施する。

- ・日時及び場所：令和8年5月22日（金）（詳細な時間等はメールで通知する。）
- ・場所：静岡県庁またはW e b（詳細は参加者にメールで通知する。）
- ・所要時間：各提案者30分以内（質疑応答含む）
- ・審査・評価基準：別紙「令和8年度多面的機能支払交付金伴走支援業務委託その2 選定基準による。

(3) 選定結果の伝達方法

選定結果は、令和8年5月25日(月)までに、辞退者を除く全ての参加者にEメールで通知する。また、次点の提案者についても、次点契約予定者特定通知書により令和8年5月27日(火)までに電子メールにて通知する。

## 5 非特定に関する事項

- (1) 契約予定者として特定されなかった者（次点契約予定者を除く）に対しては、非特定通知書により特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を、電子メールにて令和8年5月25日(月)までに通知する。
- (2) 非特定通知書を受けた者は、通知の翌日から5日（土曜日及び日曜日は除く）以内に書面（自由様式）により、非選定理由について説明を求めることができる。
- (3) 上記(2)で説明を求めた者に対しては、通知のあった日から5日以内に電子メールにて回答する。
- (4) 契約予定者との協議が整った場合、協議が整った日から5日以内に、次点契約予定者に協議の不実施を電子メールにて通知する。
- (5) 上記(5)の通知を受けた者は、次点となった理由について、通知の翌日から5日（土曜日及び日曜日は除く）以内に書面（自由様式）により、説明を求めることができる。
- (6) 上記(7)で説明を求めた者に対しては、上記(7)を事務局（静岡県農地保全課）が受理してから電子メールにより5日以内に回答する。

## 6 契約方法

- (1) 契約手続きに使用する言語並びに通貨は日本語及び日本円とする。
- (2) 契約の締結は契約書による。
- (3) 本業務は、必ずしも当該企画提案の採用案に沿って行うものではなく、実施にあたっては、委託者と協議して実施内容を決定する。なお、協議によって変更した業務に伴う必要経費の増減は契約限度額内で調整するものとする。

## 7 その他

- (1) 提出された書類の取扱い  
提出された書類は返却しない。
- (2) 辞退  
参加表明書の提出以降に参加を辞退する場合は、企画提案書提出期限までに、「辞退届」（様式④）を提出すること。
- (3) 失格  
次に掲げる事項に該当する場合は、失格になる場合がある。  
ア 提出書類に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合  
イ 本プロポーザルに関係ある者と本プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合  
ウ その他、発注者と委託契約を締結する上で、不適正な事実が認められた場合
- (4) 労働関係法令等遵守の誓約書の作成  
事業者等を守り育てる静岡県公契約条例第6条の規定に基づき策定された「県の取組方針」により、本業務に従事する者の労働環境の整備を図るため、以下の書類を提出すること。

- ア 契約時に、労働関係法令等を遵守する旨等を記載した誓約書（様式⑤）
- イ 本業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から提出させた労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（別に示す様式）の写し

(別紙)

令和8年度多面的機能支払交付金伴走支援業務委託その2 選定基準

1. 提出された企画提案書とプレゼンテーションに対して選定委員会にて審査を行う。
2. 選定委員会は、下記に定める評価基準に基づき採点を行う。
3. 採点結果において、もっとも評価点の高い提案をしたものを契約候補者とする。
4. なお、契約候補者は、委託業務の実施に際して、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などを個別に静岡県多面的機能支払推進地域協議会（事務局：静岡県農地保全課）と交渉を行い、これが整った場合に、随意契約の手続を行うものとする。

【企画提案の評価基準】

項目	評価内容	配点
1	業務内容の理解度 ・業務委託の目的や内容について理解しているか。 (過年度業務の成果から農村地域や企業の社会的貢献等への課題を把握し、多面的機能の発揮に資する共同活動の推進につながる業務であることを理解している。)	20
2	提案内容の優良性 ・提案内容が具体性、妥当性、実現可能性があり優れているか。 (ターゲットとなりうる企業・団体等への営業ポイントが明確になっている。また、農村地域と地域外の企業や学校等の持続的な連携が期待できる内容である。)	20
3	提案内容の独創性 ・提案内容が独自の発想に基づき、業務目的に沿った内容となっているか。 (マッチングの手法(企業・団体の掘り起こし、イベント企画、メニュー化)に独創性がある。また、共同活動を継続させるための支援について工夫がある。)	20
4	業務実施体制 ・業務を遂行するために必要な人員配置がされているか。 適切に業務が遂行される体制となっているか。	10
5	業務遂行の安定性 ・効率的で無理のないスケジュールとなっているか。 (農村側、団体側への啓発・普及期間や、イベントの準備期間が十分確保されている。)	10
6	業務実施の確実性 ・類似の業務で良好な実績を上げ、同等の成果が期待できるか。 (類似の業務経験に基づいた遂行体制となっている。)	10
7	必要経費 ・業務内容に見合った適切な経費であるか。	10
		合計100点